

大阪市告示第639号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年4月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和6年5月1日（水）	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年5月3日（金）から 同月6日（月）まで	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年5月7日（火）から 同月8日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年5月10日（金）	
	令和6年5月12日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年5月13日（月）から 同月15日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年5月17日（金）	
	令和6年5月19日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和6年5月20日（月）から 同月22日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和6年5月24日（金）	

	令和 6 年 5 月 26 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
	令和 6 年 5 月 27 日（月）から 同月 29 日（水）まで	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
	令和 6 年 5 月 31 日（金）	

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）